



平成 21 年 9 月 3 日

各 位



株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長 橋本雅治
(コード番号：3140 大証ヘラクレス)
問合せ先：常務取締役経営管理部長
松原元成
(TEL 03-5446-9505)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 21 年 8 月 21 日に開示いたしました「定款の一部変更のお知らせ」の記載内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所を網かけで示しております。

<変更前>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (略) (新設) 9. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (現行どおり) 9. 古物売買業 10. (現行どおり)
(株券の発行) 第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(削除)
第 9 条 (略)	第 8 条 (現行どおり)

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の発行する株券の種類並びに株券喪失登録及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条~第39条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条~第38条 (現状どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
--	--

< 変更後 >

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ 9 . (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 0 .</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 . 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>1 0</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 .</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。</p> <p><u>3 .</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ) 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>1 1</u> 条 当社の発行する株券の種類並びに株券喪失登録及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>1 2</u> 条 ~ 第 <u>3 9</u> 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ 9 . (現行どおり)</p> <p><u>1 0 .</u> 古物売買業</p> <p><u>1 1 .</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 .</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>1 0</u> 条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>1 1</u> 条 ~ 第 <u>3 8</u> 条 (現状どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 2 2 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>